

最初に必ずお読みください

配分を受けるにあたっての留意点

この度は年賀寄附金配分事業として配分決定されましたことを心よりお喜び申し上げます。

配分事業の実施の際には、事前に以下のお手続きが必要です(詳細については「資料2 寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ」をご参照ください。)。ご不明の点がございましたら年賀寄附金事務局までお問い合わせください。

1 配分事業実施計画書・承諾書の提出

(1) 承諾書の提出(様式1)

年賀寄附金配分事業の実施に際して、資料2「寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ」に記載された内容をご承諾の上、承諾書を提出していただきます。

(2) 配分事業実施計画書の提出

申請時に提出していただいた配分申請書の内容を再確認いただき、配分事業実施計画書・承諾書(様式1の該当プログラム用を使用)を提出していただきます(原則、事業内容を変更することはできません。)

ア 委託契約、物品購入、施工等について

原則、競争入札又は2社以上の見積もりを比較するなど、より低廉な価格となるよう努めてください。

イ 活動経費の支出対象範囲について

活動経費の支出対象範囲については、「活動助成対象経費項目一覧」を確認の上、経費を計上してください。

(3) 配分金送金月

配分金送金月は次のとおりです。

ア 年賀寄附金：一般助成

(ア) 「施設改修」、「器機購入」、「車両購入」の配分金は事業完了月の下旬(最終期限は平成25年3月)に貴団体の金融機関口座に送金いたします。

(イ) 「活動・一般プログラム」及び「活動・チャレンジプログラム」の配分金は事業開始月の下旬(最終期限は平成25年3月)に貴団体の金融機関口座に送金いたします。

イ カーボンオフセット年賀寄附金

(ア) カーボンオフセット事業助成の配分金は事業完了月の下旬(最終期限は平成25年3月)に貴団体の金融機関口座に送金いたします。

(イ) 地球温暖化防止活動事業助成の配分金は事業開始月の下旬(最終期限は平成25年3月)に貴団体の金融機関口座に送金いたします。

2 配分金振込み先金融機関口座

配分金の送金を受ける金融機関口座の通帳等の写しを提出してください。

なお、写しは口座名(カナ)、口座番号等が記載された部分が明りように読み取れるようにしてください。

3 実施計画書等の提出期限(期限厳守。提出がないと配分金の送金できません。)

(1) 上記1の(3)により配分金送金が4月下旬となる団体

平成24年4月11日(水) <必着> (4月12日(木)以降に到着したものはすべて5月以降の送金になります。)

(2) (1) 以外の団体

平成24年4月27日(金) <必着>

4 実施計画書等の提出方法

これらの提出書類は郵便又は信書便で送付できるものですが、「特定記録郵便」での送付をお願いしています。

【送付先】

100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2

郵便事業株式会社 総務部 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

(TEL:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620)

ご送付資料一覧

お送りいたしました資料に漏れ等がないかご確認ください。漏れ等がございましたら、お手数ですが、年賀寄附金事務局(TEL:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、これらの電子データは年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/index.html> に掲載しています。

1. 資料1 配分を受けるにあたっての留意点(本紙)
2. 資料2 寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ
3. 様式1 平成24年度年賀寄附金 配分事業実施計画書・承諾書
4. 様式2 平成24年度年賀寄附金 配分事業完了報告書
5. 活動助成対象経費項目一覧